

附属機関等の概要

別記様式2

(令和5年10月1日現在)

担当部課名	十勝総合振興局保健環境部社会福祉課	内線	6-850-3813
-------	-------------------	----	------------

附属機関等の名称	十勝圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会														
「附属機関」、「常設の懇談会」の別	附属機関														
設置年月日	平成22年4月1日														
設置根拠	北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例														
設置目的	<p><目的></p> <p>障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障害があることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待を受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、障がい者及び障がい児の視点に立って、道の施策の基本と足る事例、道が実施すべき事項及び道と市町村との連携により実現すべき事項などを定めること等により、地域における障がい者及び障がい児の権利を擁護し、及び生活の支援に向けた環境を整備し、もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資すること</p> <p><所掌事項、議題等></p> <p>(1) 障害者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること (2) 差別や虐待及び権利擁護に関すること (3) その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること</p> <p>2 前項に定めるもののほか、地域づくり委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第18条第1項に規定する情報の交換及び協議を行う。</p>														
委員構成	<p>1 委員(構成員)数 6名 【定数： 10名】</p> <p>(うち女性委員) 1名</p> <p>(うち公募委員) 3名 【公募枠： 3名】</p> <p>現在委員を委嘱していない場合はその理由（ ）</p> <p>2 部会等の設置状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>委員数(うち女性委員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			名称	委員数(うち女性委員)	なし									
名称	委員数(うち女性委員)														
なし															
会議の公開状況	<p>一部非公開</p> <p>公開できない理由（一部非公開・非公開の場合）</p> <p style="text-align: center;">〔 審議案件の中で虐待や差別に関する障がい当事者からの申し立て等に基づくものがあり、特定の個人情報が含まれるものは非公開とする。 〕</p>														